

平成22年8月18日  
村山総合支庁環境課

### 産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

下記の産業廃棄物処理業者に対して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、行政処分を行ったのでお知らせします。

#### 記

- 1 被処分者  
山形県山形市西越31番地2  
株式会社木川道路（代表取締役 木川 誠）
- 2 許可の内容  
産業廃棄物収集運搬業（平成21年6月24日許可）
- 3 処分年月日 平成22年8月18日
- 4 処分の内容  
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し（根拠：法第14条の3の2）
- 5 処分の理由  
被処分法人の役員が法違反（法第16条の2 焼却禁止）により罰金刑に処せられ、平成22年6月22日に刑が確定した。  
このため、法人は、法第14条の3の2第1項第1号に該当するに至った。

問合せ先

村山総合支庁保健福祉環境部環境課  
廃棄物対策担当 斎藤、長沼

TEL 023-621-8419